

議案第15号

## 東近江市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

東近江市固定資産評価審査委員会条例（平成17年東近江市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、本市条例についても一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。